

書類 番号	4
----------	---

区連会 4 月 定例会 資料 令和 8 年 4 月 20 日 南 消 防 署
--

自治会町内会長 様
地区連合自治会町内会長 様

南 消 防 署 長

令和 8 年度初期消火器具整備費補助事業について

春陽の候 ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。

平素は、格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市消防局では、平成 26 年度から自治会・町内会が初期消火器具を設置、又は器具を更新する費用の一部を補助する事業を行っています。

昨年度までの補助事業に加え、令和 8 年度からは皆様からの要望を踏まえ、申請条件等の一部緩和を行いました。

つきましては、自治会・町内会の初期消火器具の状況を御確認していただき、特に大地震発生時に被害が集中すると想定されている地域においては、積極的に初期消火器具の設置又は、更新を検討していただきますようお願いいたします。

併せて、既に初期消火器具等を設置している自治会・町内会の皆様には、取り扱い訓練を実施していただくようお願い申し上げます。

南消防署総務・予防課予防係 担当 田代、郷司 電話・FAX 045-253-0119 メール sy-minamiyobo@city.yokohama.lg.jp

初期消火器具整備の費用一部補助の募集について

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（器材全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等でご検討いただき、申請する場合は南区の消防署・消防出張所にご相談の上、申請を行ってください。
単位会長あて資料を送付します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 取扱いに関する訓練等を定期的に行うことができる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和8年4月1日（水）から9月30日（水）まで
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、南区の消防署・消防出張所にご提出をお願いします。

※申請書は横浜市ウェブサイトからのダウンロードまたは最寄りの消防署所でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○二次元コード



裏面あり

5 補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備費用の10分の9に相当する額(上限27万円)を補助するメニューを新たに追加しています。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の新規設置又は全部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費(税込金額)の2/3に相当する額(上限20万円/1件)
②	初期消火器具の一部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費(税込金額)の2/3に相当する額(上限7万円/1件)
③	<u>「重点対策地域」に該当する町丁目</u> に初期消火器具を <u>新規設置</u> する場合	初期消火器具の整備に要する経費(税込金額)の <u>9/10</u> に相当する額(上限27万円/1件)

6 補助金要綱の改正及び申請条件の緩和について【令和8年度より】

要綱の改正を行い、令和8年度から下記の点について、申請条件の緩和を行いました。一部条件を設けさせていただいておりますので、申請の際は、ご確認いただきますようお願いいたします。

- (1) 補助金の請求に関して、令和8年度の自治会町内会の資金状況等を勘案し、前金払いを可能としました。

※自治会町内会の事業計画、総会資料等で資金状況を確認させていただき、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないと認められる場合で、かつ、初期消火器具を1基も所有していないことが条件になります。

- (2) 世帯数の少ない複数自治会町内会での共同整備を可能としました。

※合計世帯数が650世帯未満であり、関係する自治会町内会すべてが初期消火器具の購入に関する費用を負担していること及び購入する初期消火器具がスタンドパイプ式初期消火器具であることが条件になります。

7 お問い合わせ先(各消防署・消防出張所)

南	消防署予防係	南区浦舟町2丁目33番地	電話・FAX	253-0119
蒔田	消防出張所	南区宿町3丁目54番地5	電話・FAX	712-0119
大岡	消防出張所	南区大岡4丁目7番15号	電話・FAX	742-0119
六ツ川	消防出張所	南区六ツ川1丁目693番地1	電話・FAX	715-0119

※わからないこと、詳しいことは消防署所に問い合わせてください。

南消防署総務・予防課予防係 担当 田代、郷司 電話・FAX 045-253-0119 メール sy-minamiyobo@city.yokohama.lg.jp
